

業務上災害に起因するさまざまなリスクを総合的に補償します

最大
約**58%**^(※)
割引

全国商工会議所の

業務災害補償プラン

タフビズ業務災害補償保険



保険期間 加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時

加入は毎月受付中!

お申込み月の翌月1日～1年間の保険期間でご加入いただけます

(※) 被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%適用した場合(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合があります。)



「タフビズ業務災害補償保険」は
ヘルマーク協賛商品です。

日本商工会議所

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

業務災害リスクへの対応

複雑化した労務課題に対応できる保険の選択が求められています。

高額な賠償を求められた場合の備えはできていますか？

想定される事例

CASE.1

過重な業務を与え、従業員が心疾患を発症し、脳に後遺障害が残った。長時間労働を強いた企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、従業員と両親が同社を訴えた。

約1億9,500万円

CASE.2

従業員が、上司からパワハラを受けて精神疾患を発症し、自殺した。遺族が会社に対して損害賠償を求め、同社を訴えた。

約7,000万円

CASE.3

建設業の従業員だった男性が高所作業中に転落し、死亡。遺族は企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、同社を訴えた。

約4,500万円

企業の安全配慮義務違反を問われた場合、**高額な賠償請求をされる可能性があります。**
労災事故はどんな業種でも起こる可能性があるため、**備えが必要です。**



高額賠償への備え

業務中の事故で大けがをして後遺障害を負った場合や長時間労働による過労自殺で労災認定された場合など、企業の負担する賠償額は高額になってきます。



■例えば、一家の支柱が死亡し、訴訟となった場合

試算条件 30才 男性 年収500万円 被扶養者2名

逸失利益

被災しなければ得られたであろう将来の収入

被害者の立場	生活費控除率
一家の支柱(被扶養者1人)	40%
一家の支柱(被扶養者2人以上)	30%
女子(一家の支柱以外)	30%
男子(一家の支柱以外)	50%

年齢	就労可能年数	ライフニッツ係数
20才	47	25.025
30才	37	22.167
40才	27	18.327
50才	17	13.166
60才	12	9.954

収入金額(年収)

500万円

×

(1 - 生活費控除率)

30%

×

ライフニッツ係数

22.167

≒

約7,760万円

慰謝料

精神的苦痛に対する損害

被害者の立場	死亡慰謝料
一家の支柱	2,800万円
母親・配偶者	2,400万円
その他	2,000~2,200万円

=

2,800万円

葬祭費用等

被災したことにより、支出を余儀なくされた費用

治療関係費用 葬祭関係費用 弁護士費用 など

= 約200万円

A + B + C = 損害発生金額 合計 約1億760万円(注)

(注) 令和2年4月1日以降に発生した災害における損害の目安を記載しています。



(注) 賠償額から差し引くことができる政府労災保険給付金

政府労災保険給付金を差し引いた約9,760万円は**企業の自己負担**となります。



〈賠償額から差し引くことができる政府労災保険給付金〉
政府労災保険の遺族給付である遺族補償年金は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。給付の内容は給付基礎日額の最高1,000日分(給付基礎日額1万円の場合は1,000万円)まで選択が可能であり、その場合、給付された一時金は賠償額から差し引くことができます。また、年金給付の場合は遺族が既に受け取った額を賠償額から差し引くことができます。
※将来支給される年金は、たとえその支給が確定していても賠償額から差し引くことができないというのが最高裁の判例となっています。(最三小判昭和52年10月25日三共自動車事件)

1 ▶ 日本商工会議所のスケールメリット等で**最大約58%割引**となります! (①・②すべて適用の場合)

① 被保険者数割引20%/損害率による割引30%

$[1-20\% \text{ (被保険者数割引)}] \times [1-30\% \text{ (損害率による割引)}] = 0.56$ ▶ **最大44%割引**となります。
※被保険者数割引20%、損害率による割引30%は、毎年10月1日を基準日として決定する割引です。

▼ さらに事業者ごとに以下の割引があります。

② リスク診断割引

当社所定の告知用質問事項回答書に記載された質問項目にご回答いただくことにより、**最大25%**までの割引を適用します。

$[1-20\% \text{ (被保険者数割引)}] \times [1-30\% \text{ (損害率による割引)}] \times [1-25\% \text{ (リスク診断割引)}] = 0.42$
▶ **最大約58%割引**となります。詳細は8ページでご確認ください。

2 ▶ 使用者賠償責任補償は**役員個人の損害賠償責任も補償**します!

※事業者である記名被保険者のほか次の方も被保険者となります。

① 記名被保険者の役員および使用人等

② 記名被保険者の下請負人と記名被保険者の下請負人の役員および使用人(建設業の場合)

3 ▶ 保険金(ケガの補償)は、**政府労災認定とは別にお支払い**します!

※保険金のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

4 ▶ 政府労災で認定された**精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺**などを補償対象とします!

5 ▶ **パワハラ、セクハラ、不当解雇、差別的行為**による事業者、役員等・使用人の法律上の賠償責任を補償します!

※ワイドプランまたはフリープランの特約にて補償されます。

6 ▶ 派遣、委託作業者はもちろん、**下請負人も補償**します!

※貨物自動車運送業の傭車運転者は数次の請負人・受託人を対象に含みます。

建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

7 ▶ 建設業の場合、**「経営事項審査制度」での加点評価の対象**とすることができます!

(※本プランは国土交通省の告示に規定される法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計することが可能です。)
(※審査時の加点を保証するものではありません。)

8 ▶ 業務中の**地震・噴火、これらによる津波等の天災によるケガ**等も補償します!

※オプション特約のセットにより補償されます。

9 ▶ **「売上高方式」と「人数方式」**の2パターンの契約方式により、雇用形態にあわせた合理的な保険料算出が可能です!

① 売上高方式 ▶ 売上高から保険料を算出します。

② 人数方式 ▶ 補償対象者数から保険料を算出します。実際の勤務時間、勤務日数から保険料算出の基礎となる補償対象者数を算出することもできます。

業務災害リスクへの

複雑化した労務課題に対応できる保険の選択が求められてい

メンタルヘルスへの対応



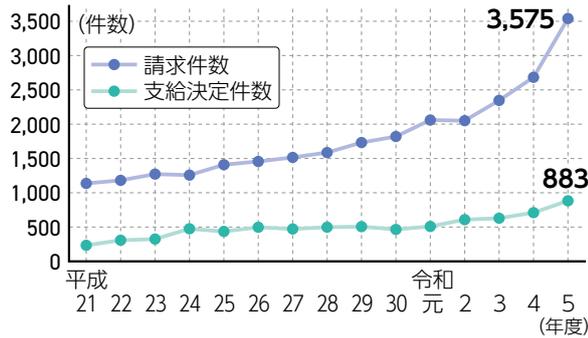
休んでるなあ…
最近よく
なんて軽く考えて
放置していませんか?



精神障害は放置していると
深刻な事態に発展する
場合があります。

精神障害の労災認定件数は年々増加しています。
また、近年の主な労働関係法令 **1** の成立・改正で事業者は、
より厳格な労務管理を求められています。

精神障害等労災補償状況 出典:厚生労働省報道発表資料



高度化
対応は

業務災害
過重労働



過重労働への対応

1日約8人が勤務問題を原因に自殺

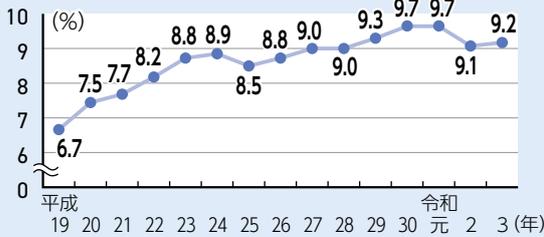
時間外労働の
過労死ライン(目安)
2~6か月平均で
月**80時間**

勤務問題を原因と
する自殺者数
年間
2,875人

出典:厚生労働省「労働時間の評価の目安」
出典:厚生労働省/警察庁「令和5年中における
自殺の状況」

勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者の割合が増加

日本の自殺者数は減少傾向にありますが、一方で自殺者総
数に対する、「勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者」
の割合は下表のとおり増加傾向にあります。



出典:厚生労働省「令和4年版過労死等防止対策白書」

業務災害に対する再発防止の重要性



再発防止策が不
十分であれば、社会
的な信頼を失うた
けでなく、顧客離れ
や人材の採用難に
繋がります。業績や企業
の将来性にも影響
を及ぼします。

再発防止策が
不十分である
ことによる
悪影響

悪影響

業務災害が発生
すると、企業ブラン
ドのイメージが大
きく損なわれ、さら
にはSNS等での風
評被害にまで発展
する可能性があります。



用語の
ご説明

1 近年の主な労働関係法令

労働者保護を目的とした右
記のような法令の成立・改
正により、事業者の管理責
務はより厳格化されてきて
います。

施行年月	法令	成立・改正	内容
平成20年3月	労働契約法	成立	事業者の「安全配慮義務違反」が明文化
平成25年4月	労働契約法	改正	有期・無期労働者間の不合理な労働条件相違を禁止
平成27年12月	労働安全衛生法	改正	労働者の心理的負担把握のためのストレスチェック義務化(50人以上の事業所)
平成31年4月	労働基準法など	改正	罰則付時間外労働の上限規制など
令和2年6月	労働施策総合推進法	改正	大企業で、パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務化
令和4年4月	労働施策総合推進法	改正	中小企業でも、パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務化

対応

ます。

する企業責任への
万全ですか？



雇用 トラブル

補償金の支払い



紛争(訴え)の発生



弁護士相談費用の発生



賠償金の支払い



再発防止、職場改善

雇用トラブルへの対応

労働審判²等の紛争解決手段の多様化や雇用問題を取り扱う弁護士の増加などにより、労働紛争は高止まりしています。

都道府県労働局に寄せられる民事上の個別労働紛争相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が一番多く、そのような職場での不当行為に業務執行性³があると認められれば会社が責任を問われることとなります。

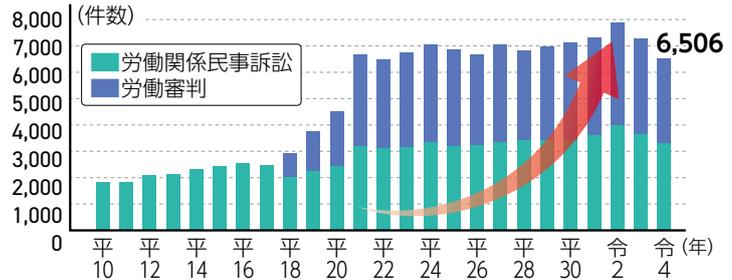
■なかにはこんなケースも…



元従業員から突然の内容証明郵便！
いやいや聞いてよ入社する時に確かに確認しなかったけど、あのパソコン使えなかったんだよ。何度も教えたんだけど使えないようにならなくて。それで、本当はうちだって人手が足りないし、いま忙しくて新しく採用している余裕がなくてないのに、泣く泣くやめてもらったんだよ。そうしたら弁護士味方につけて不当に解雇されたから慰謝料払えだなんて、こんな郵便物送られてきて…

労働関係民事訴訟・労働審判新受件数

出典:厚生労働省報道発表資料



従業員へのハラスメント



飲み会のたびに過去の恋愛経験や現在の交際有無などを上司から執拗に聞かれる。もう行きたくないよ…

従業員 に対するセクハラ



また無理難題を押し付けられた。何をやっても怒られるし、こんな状態、いつまで続くんだろう？早くこの会社から逃げ出したい…

従業員 に対するパワハラ

第三者へのハラスメント

部下が担当している取引先の担当者から、「製品の納品期限を厳しく詰められるうえに『お前は無能だ!』と罵倒されている。」と言われてしまった…

取引先 に対するパワハラ



当社の取引先から「御社のAさんが打ち合わせのたびに触れてくる。拒否してもやめてくれない。」と連絡を受けてしまった…

取引先 に対するセクハラ



不当解雇



労働条件の改善をもとめて会社に不満を訴えたら報復として解雇されてしまった…。職場環境を良くするために声を上げたのに、納得できない!

従業員 の不当解雇



病気を理由に解雇させられた。無理な配置転換をさせられて病気が悪化したのに、ひどい扱いだ!

従業員 の不当解雇

2 労働審判

労働者と事業者との間に生じた労働関係の紛争を裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とし設けられた制度です。(平成18年4月開始)

3 業務執行性

加害者が行った被害者に対する不当行為が、会社の業務の一部または業務に密接に関連する行為として行われたことを指します。業務執行性が認められた場合には、使用者(企業)の責任が問われることとなります。

業務上災害への補償

業務に起因するケガや病気により、事業者が支出する費用を

基本の補償

業務に起因するケガや病気の補償を、政府労災認定とは別にお支払いします。^(注1)
従業員等の補償対象者が事業者の業務に従事している間に身体障害を被った場合、
事業者が費用を支出することによって被る損害に対して、
保険金をお支払いします(一部の特約を除きます)。
詳細は別冊「重要事項のご説明」6ページ以降の補償内容の詳細をご参照ください。

1 死亡補償保険金	事故日から180日以内に死亡した場合等に保険金をお支払いします。
2 後遺障害補償保険金	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合等に保険金をお支払いします。
3 入院補償保険金 ^(注2)	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて180日を限度に保険金をお支払いします。
4 手術補償保険金	事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
5 通院補償保険金 ^(注3)	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。
6 使用者賠償責任補償	業務中に発生した補償対象者の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。
7 コンサルティング費用補償	補償対象者が業務に従事している間に身体の障害を被ったまたは被ったと疑われる場合等に、事業者等が負担した弁護士相談費用等のコンサルティング費用を補償します。
8 事業者費用補償 ^(注4)	ショッピング 以下の費用を補償します。 ①補償対象者の身体障害などにより、事業者が負担した葬儀費用や、代替人員確保のための求人・採用費用 ^(注5) 等 ②補償対象者が労災保険法等により給付が決定した精神障害等により、退職した際の職場復帰に向けた対策にかかる費用や、職場復帰支援プランの作成にかかる費用
	PCソフト 以下の費用を補償します。 ①補償の対象となる事故が発生したことによって失った、事業者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用 ②補償対象者が業務に従事している間に被った身体障害と同種の事象を防止するために、有益と認められる設備・器具・装置・端末・機器の設置・導入費用等
9 特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約)	補償対象者が業務中、業務外を問わず特定感染症に感染し、保険期間中に発病した場合に、その発病の日から180日以内に負担した葬儀費用や消毒費用などを補償します。
10 雇用慣行賠償責任補償 ^(注6)	補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為または第三者に対して行われたハラスメントまたは人格権侵害に起因して事業者等が負担する賠償損害を補償します。



すべてのご契約に、業務災害補償保険追加特約、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、サイバーインシデント補償特約、職業性疾病補

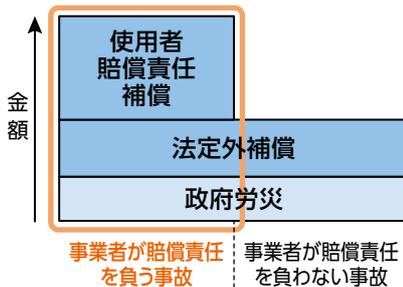
特におすすめの特約!

下記2特約をセットすることで、事業の成長と安定には欠かせな

使用者賠償責任補償特約

1 事業者を守るために高額賠償への備えが必要!

事業者には「安全配慮義務」があるため、従業員等が労災事故で身体障害を被り、事業者側の安全配慮義務違反が認められた場合、法律上の使用者責任を負わなければなりません。



2 役員個人や部長や課長など中間管理職が訴えられた場合も補償可能!



(注1) 政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。
 (注2) 事故日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
 (注3) 事故日から180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
 (注4) ベーシックプランとワイドプランで補償範囲が異なります。また、フリープランでは、実損型以外に定額型もお選びいただけます。詳細は別冊「重要事項のご説明」6ページ以降の補償内容の詳細をご参照ください。
 (注5) 補償対象者(役員等および使用人)が副業に従事している間に身体障害を被った場合を含みます。

業務上災害への補償



オプション補償

別に定める特約保険料を払い込みいただくことでセットできる特約があります。ケガや病気などにより以下のような費用負担が発生するケースもあります。オプション補償で補償の拡充をご検討ください。

被災労働者支援費用補償特約

従業員等が業務中に身体障害を被ることで死亡または就業不能となった場合に、事業者が負担する費用を補償する特約です。

外国人労働者^(注)の場合、親族への謝罪・説明を行うにも居住地が遠方となるため、交通費だけでも大きな負担となります。



【外国人労働者の労災事故時に発生する費用例】
(従業員の国籍および親族の居住地がベトナムの場合)

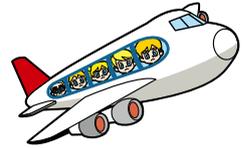
項目	費用
療養のために、一時帰国する費用	片道約6万円
治療や労災手続等のやり取りにかかる通話料(国際電話)・郵送料	約5万円 (通話は、3時間として計算)
看病を行うために、親族が来日する費用	往復約12万円 宿泊費約6万円 (看病のため複数日宿泊)

(注) 補償対象者は外国人労働者に限定していません。

就業不能とは

身体障害を被り、その治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいいます。ただし、業務または職務に従事した場合等を除きます。例えば、身体障害を被ったため出勤できず在宅勤務をする場合は、「就業不能」には該当しません。

具体例



外国人労働者が労災事故により入院し就業不能となり、生活補助のため来日した親族の交通費等が発生した。

天災危険補償特約

普通保険約款およびセットされる特約において保険金の支払対象とならない、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」等に該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いする特約です。



これらの事由により被った身体の障害について、安全配慮義務違反による賠償損害に備えるには、天災危険補償特約に加えて使用者賠償責任補償特約のセットが必要です。



具体例



業務中の地震発生時、避難誘導が誤っていたために従業員が死亡。安全配慮義務違反を問われ、遺族から損害賠償請求された。

おすすめ!

その他のニーズに対応する特約

基本の補償内容を拡大する特約

傷害医療費用補償 保険金支払特約

医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために負担した費用を実費で補償します。



政府労災に特別加入していない役員が業務中にケガをして治療費を負担したため、会社は補償金を支払った。

入院時一時補償 保険金支払特約

2日以上入院した場合に入院時一時補償保険金をお支払いします。^(注)



ケガのため入院することになり、必要なものを購入した。

退院時一時補償 保険金支払特約

15日以上入院した後に退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合に退院時一時補償保険金をお支払いします。^(注)



従業員が業務中にケガをして15日以上入院した後に退院。会社は一時金として補償金を支払い、従業員は退院時に車いすを使用したので補償金の一部をタクシー代に充てた。

長期療養補償 保険金支払特約

入院日数が60日または120日を超えた場合に長期療養補償保険金をお支払いします。^(注)



長期入院のため、見舞いに来る家族の交通費などの出費がかさんだ。

休業補償保険金 支払特約

身体障害により、事故日から180日以内に就業不能となった場合に、補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。



従業員が業務中にケガをして就業不能となったため、会社は補償金を支払い、従業員はその期間の収入不足を補った。

特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約

従業員等が特定疾病(八大疾病および精神障害)による休業や介護休業を取得した際の企業が負担するさまざまな費用を補償します。

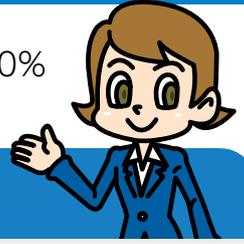


従業員がうつ病で長期間休職。代替人材を採用するための費用が発生した。

(注) 入院補償保険金をお支払いする場合があります。

リスク診断割引

安全管理状況の良好な事業者の場合は、被保険者数割引|20%、損害率による割引|30%に加えて、以下の割引制度をご利用いただけます。



リスク診断割引の適用範囲

安全管理状況の
良好な事業者さまは
保険料がさらにおトクに



項目1~4に該当する場合

最大 **20%** 割引

さらに項目5に該当する場合

最大 **25%** 割引

被保険者数割引|20%
損害率による割引|30%

	リスク評価に関わご質問	割引率
1	<p>保険契約締結時点で、ISO9001、ISO14001、ISO22000、ISO45001、HACCPのいずれかの認証を取得済(全事業所・一部事業所を問いません)ですか。</p> <p>■ 2018年に策定した労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格で、労働に関連する負傷と疾病の防止等が狙いです。</p>	10%
2	<p>安全衛生管理規定を作成している、または中小企業庁「事業継続力強化計画」の認定を受けていますか。</p> <p>事業継続力強化計画</p> <p>■ 中小企業が策定した防災・減災等の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。</p> <p>■ 認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。</p>	5%
3	<p>「ゼロ災運動」、「危険予知訓練(KYT)」等、職場の安全管理に取り組んでおり(中央労働災害防止協会への登録の有無は問いません)、文書(電子媒体形式を含みます)により、その記録が確認できますか。</p>	5%
4	<p>保険契約締結時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当しますか。(引受保険会社は問いません)。</p> <p>フリート契約^(注1)の場合・・・優良割引 20%以上</p> <p>ノンフリート契約の場合・・・全車7等級以上^{(注2)(注3)}</p>	10%
5*	<p>経済産業省「健康経営優良法人認定制度」または厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」または国土交通省「運転者職場環境良好度認証制度」(三つ星)のいずれかの認定を受けていますか。(全事業所・一部事業所を問いません)</p> <p>健康経営優良法人認定制度</p> <p>■ 地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度です。</p> <p>■ 本認定制度は、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門(健康経営優良法人~ホワイト500~)」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門(健康経営優良法人)」の2部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」が認定されます。</p> <p>安全衛生優良企業公表制度</p> <p>■ 労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。</p> <p>■ この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。</p> <p>運転者職場環境良好度認証制度(通称:働きやすい職場認証制度)</p> <p>■ 長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証し、自動車運送業者の取組状況を見える化する制度です。</p> <p>■ 一つ星から三つ星の3段階で認定され、リスク診断割引の対象は三つ星のみとなります。</p>	5%

* 項目5が「はい」の場合は最大25%割引となり、「いいえ」の場合は最大20%割引となります。

(注1) 記名被保険者の自動車保険がフリート契約で、業務災害補償プランの保険契約締結時点で資格審査期間中の場合、「ノンフリート契約」とします。

(注2) 自動車保険(ノンフリート契約)が長期契約である場合、「自動車保険が1年契約だった場合における保険契約締結時点の等級」とします。

(注3) 業務災害補償プランの継続契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両(注4)がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とします。

(注4) 新規取得時に既存の自動車保険契約に中途加入したため、その自動車保険契約の更改時に6等級となっている場合は、その車両を含みます。

サービス

経営者、人事労務担当者が抱える課題を以下のサービスでサポ

基本付帯サービス

人事労務担当者向け サービス

メンタルヘルスサポート

ご利用時間 平日 10時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

労災で増加傾向のメンタルヘルス問題の解決に向け、支援します。

メンタルヘルス 職場サポート



メンタルヘルスに関する職場へのサポートや環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。

メンタルヘルス 休職・復職サポート



従業員の休職・復職に関するご相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。

メンタルヘルス労働安全 衛生情報提供サービス



お客さまのご希望により、安全衛生委員会等で必要なメンタル関連情報を四半期ごとに配信します。

経営者向けサービス

経営セカンドオピニオン

ご利用時間 平日 13時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

法律・税務・人事労務などの経営に関する相談に対応します。

法律のご相談



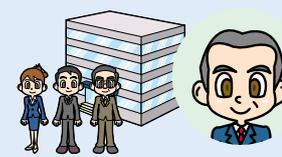
取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします(予約制)。

税務のご相談



会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします(予約制)。

人事労務のご相談



雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

- メニュー(項目)ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります(予約制)。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

■上記サービスをご利用いただける方は、保険契約者または代表者の方から委任を受けた担当者の方となります。従業員の方はご利用いただけません。サービスをご利用いただける方の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ業務災害補償保険普通保険約款・特約集」でご確認ください。

■サービスは日本国内のご相談が対象となります。

「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約

「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約には以下のサービスを提供します。

「ストレスチェックサポート」のご案内

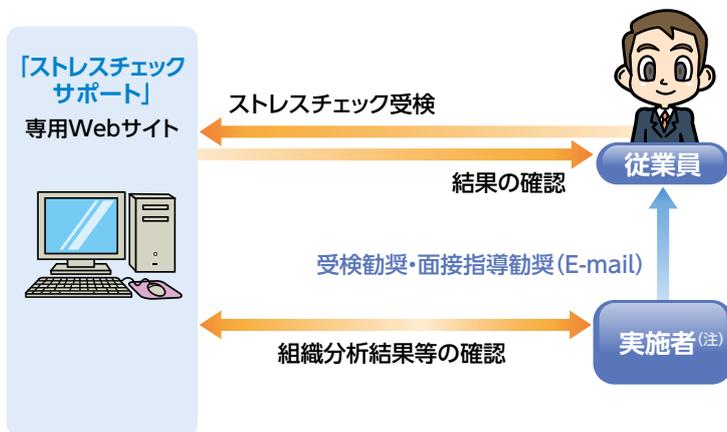
ストレスチェック制度に示される「ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）」を実施するためのWeb環境（受検～結果出力）を無償でご提供するサービスです。

サービスの 特長

- 1 厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に準拠しています。
- 2 会社のPC以外に、自宅や出向先のPCやスマートフォン等でも利用可能です。
- 3 ストレスチェック未実施者への実施勧奨メールを送信する機能など、実施者（医師・保健師等）向けの管理機能が充実しています。

- 【ご注意】
- 「ストレスチェックサポート」は、あいおいニッセイ同和損保が委託する提携サービス会社をご提供します。
 - 「ストレスチェックサポート」は、Webによりご提供します。使用機器や通信環境、ブラウザやセキュリティの設定等、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
 - 社内でPCを共有する際は保存先を区分する等、個人情報の保護にご注意ください。
 - 「ストレスチェックサポート」に関する詳細は、ご契約後にお渡しする「ストレスチェックサポート」サービスガイドでご確認いただくか、当社営業担当者までご連絡ください。

■「ストレスチェックサポート」ご利用イメージ



(注) 実施者とは、労働安全衛生法で規定される「医師・保健師その他厚生労働省令で定められた実際にストレスチェックを実施する方」をいいます。

「ストレスチェックサポート」をご利用 いただくための事前準備について

労働安全衛生法に則ったストレスチェックの実施には、お客さま（企業）側で以下の体制整備が必要となります。

ストレスチェック実施前の
衛生委員会等での調査審議や
方針表明、従業員への周知

ストレスチェックの実施者
（医師・保健師等）、
実施事務従事者、実務担当者の選定

面接指導を行う医師の選定

- サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- サービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ業務災害補償保険普通保険約款・特約集」でご確認ください。

ご加入にあたって

ご加入対象者(記名被保険者)

この保険は、商工会議所会員で政府労災保険に加入している事業者で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

申込締切日	加入始期月前月末日
保険期間 (ご契約期間)	加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時
(第1回目) 保険料引去日	加入始期月の翌月27日(注1)(注2)

(注1)金融機関休業日の場合は翌営業日
(注2)保険料のほかに加入申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

保険契約者

この保険契約は日本商工会議所を保険契約者とし、各地商工会議所会員で政府労災保険に加入している事業者を加入者とする団体契約です。

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。補償対象者の各区分は右記の契約方式の表のI～IVのとおりとなります。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできませんのでご注意ください。

例えば、下記の方は補償対象者に含めることができません。

シルバー人材センターの会員・登録者 愛好会・クラブ等の会員 労働組合の組合員 など

支払限度額・日額

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

契約方式

下記5パターンの契約方式があります。

売上高方式

人数方式

在籍者数方式 労働日数方式 労働時間方式 最大稼働人数方式

売上高方式

下表の区分I～IVすべての方が補償対象者となります(区分を限定してお引受することはできません)。

人数方式

下表の区分I～IVの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます(区分I～IVの項目に限らず、役職名等の基準により補償対象者の範囲を設定することが可能です)。ただし、区分IIの従業員の方は全員を対象にする必要があります(この場合でもパート・アルバイトの方については除外することができます)。

補償対象者区分	内容
I 役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)
II 従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
III 下請負人等	<記名被保険者が建設者の場合> 下請負人*1およびその役員等および従業員 <記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合> 備車運転者*2およびその役員等および従業員
IV 派遣、委託業者等	I～III以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接事業を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

*1 建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

*2 備車運転者は数次の請負人・受託人を対象に含みます。

ご注意いただきたい事項

- 被保険者数割引20%、損害率による割引30%は、毎年10月1日を基準日として決定する割引です。
 - 募集の結果、団体契約の要件*を満たせなかった場合は、一般契約としての再締結が翌月始期契約となる場合があります。
- ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- *加入者数が2事業者以上であることが要件となります。本プランにおいては、各月の1日時点でその月の加入者数が2事業者以上であることが要件となります。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

タフビズ業務災害補償保険なら30点!

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。

また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに、教材や教育設備品の援助を行っています。



- このパンフレットは「業務災害補償プラン」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- タフビズ業務災害補償保険の「保険証券・普通保険約款・特約集」は保険契約者(日本商工会議所)に交付されます。
- 「業務災害補償プラン」の正式名称はタフビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)です。

商工会議所名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

〔代理店・扱者〕

● ご相談・お申込先